

令和7年度文京区こどもの意見表明等支援事業の実施状況について

児童相談所が関わるこどもの権利擁護にかかる取組の一環として実施しているこどもの意見表明等支援事業について、令和7年度の実施状況を以下のとおり報告する。

1 実施状況（一時保護所）

第1火曜日及び第3金曜日の14時から17時まで、こどもの意見表明等支援員（以下、「支援員」という。）による定期訪問を実施。

〈活動の流れ〉

- ① 児童相談所職員から支援員への引継ぎ（こどもの氏名、学年、配慮事項等の伝達）
- ② 一時保護所内での活動（面接を希望するこどもと個室で対応する。面接希望が少ない場合などは、一時保護所の生活スペースで啓発や遊びを通じてこどもたちとの関係構築を行う。）
- ③ 支援員から児童相談所職員への報告（こども本人が児童相談所等への報告を希望しない意見は除く。）

〈実績〉

	令和7年度
支援員訪問人数（延べ）	29名
面接を実施した児童数（延べ）	31名
意見表明件数	25件

〈こどもへの周知等〉

入所時に児童相談所職員よりリーフレットを用いた事業説明の実施、一時保護所内に支援員の顔写真等が入ったポスターの掲示によりこどもに周知しているほか、活動時にも支援員からリーフレットや紙芝居を用いた事業説明を行い、理解促進を図っている。

2 表明された意見への対応状況

意見表明された内容は、こども若者政策課を通して児童相談所等に伝達し、児童相談所内で対応を検討したうえで、その結果をこどもにフィードバックしている。

〈参考〉

対応例①

意見	スマホを使って昔の友達と話したい。
対応	本人の気持ちを聞きつつ、一時保護所内で携帯電話が使用できない理由について再度説明を行った。

対応例②

意見	一時保護所に入所した理由を忘れてしまったので、支援員と一緒に聞きたい。
対応	支援員同席の下、担当児童福祉司が本人と面接を行い、入所理由について再度説明を行った。

対応例③

意見	早く家に帰りたい。
対応	担当児童福祉司が面接し、入所するに至った経緯を確認。本人から今後の生活に対する希望や不安に思っていること等を聴取。

対応例④

意見	学校に行きたい。
対応	担当児童福祉司が面接し、本人の意向を確認。保護者や学校と調整し登校を開始した。

3 今後の予定等

- (1) 一時保護所における月2回の定期訪問を週1回に増加（令和8年10月より毎週水曜日に実施予定）
- (2) 里親家庭への周知啓発活動